

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川崎町	支倉(支倉上、支倉下、基石)	令和3年3月11日	令和3年3月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	285.3 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	234.2 ha
③地区内における中心経営体以外かつ70歳以上の農業者の耕作面積の合計	33.6 ha
ⅰ うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.4 ha
ⅱ うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0 ha
(備考) ・地域の特色:町の東部に位置し、中心部の耕地は基盤整備されているが、残る半数の耕地は山沢に入り組んだほ場が多く、小さく不整形となっている。また用排水路、農道が整備されていないことから、大型の機械が入りにくいため、集積・集約化が進まない。	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引き受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現状地域内の農地は中心経営体による引き受け意向があるものの、今後中心経営体の高齢化が見込まれるため新たな担い手の育成が必要である。
山沢に入り組んだほ場が多く、小さく不整形であることから、大型の機械が入りにくいため、集積・集約化が進まない。また、近年獣害による農作物被害対策が喫緊の課題となっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載して下さい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

支倉地区内における集落の農地利用については、現所の中心経営体である認定農業者等が担っていくほか、新規就農者等の受け入れや、生産組織の法人化を促進していく。

可能な限り集落ごとに中心経営体を分け、集約を進めて行く。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方向は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者が農地を貸し付ける際は原則として機構を活用する。

(新規・特産化作物の導入方針)

米・大豆等の土地利用作物以外に、収益性の高い園芸作物の生産に取り組むことを目指す。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払いなど)の取り組みを目指す。